

静岡市区の魅力づくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区の魅力づくり事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「区の魅力づくり事業」とは、区における地域の特性、地域の課題、区民のニーズ等を踏まえ、区が行う事業をいう。

(事業の実施)

第3条 区の魅力づくり事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 区民と協働で実施する事業
- (2) 区のイメージアップ及び活性化を図る事業
- (3) 区民サービスを向上するために必要な事業
- (4) 区民との交流を促進する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区政の推進に係る事業

2 区長は、区の魅力づくり事業を、関係する局との連絡調整の上実施するものとする。

(意見の聴取)

第4条 区長は、必要と認めるときは、区の魅力づくり事業について区民に意見を求めることができる。

(広報)

第5条 区長は、区の魅力づくり事業を実施するときは、区民に広報するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。